

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成24年5月14日
【四半期会計期間】	第14期第1四半期（自平成24年1月1日至平成24年3月31日）
【会社名】	株式会社フジオフードシステム
【英訳名】	FUJIO FOOD SYSTEM Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤尾 政弘
【本店の所在の場所】	大阪市北区天神橋二丁目北2番6号
【電話番号】	06(6882)0851(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員財務経理部長 佐藤 一郎
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区天神橋二丁目北2番6号
【電話番号】	06(6882)0851(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員財務経理部長 佐藤 一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期 第1四半期連結 累計期間	第14期 第1四半期連結 累計期間	第13期
会計期間	自平成23年1月1日 至平成23年3月31日	自平成24年1月1日 至平成24年3月31日	自平成23年1月1日 至平成23年12月31日
売上高(千円)	5,022,577	5,464,619	21,031,818
経常利益(千円)	240,704	426,082	1,078,671
四半期(当期)純利益又は四半期純損失()(千円)	284,998	184,534	262,474
四半期包括利益又は包括利益(千円)	280,220	198,304	232,716
純資産額(千円)	2,270,980	2,912,606	2,784,132
総資産額(千円)	12,847,508	13,841,271	12,739,482
1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり四半期純損失金額()(円)	6,270.72	4,039.45	5,759.14
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	4,027.43	5,733.89
自己資本比率(%)	17.6	20.9	21.8

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第13期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

4. 第13期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

5. 第14期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。

当該会計方針の変更は遡及適用され、第13期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益について遡及処理しておりますが表示上の数値には影響ありません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

(1) 当第1四半期連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は次のとおりであります。

「ホノルルコーヒー」マスターフランチャイズ契約

当社は、ハワイにおけるコーヒーブランドの地位を確立したホノルルコーヒーを日本全国に展開することを目的として、ホノルル・コーヒー・ライセンス・カンパニー・エルエルシーとの間に長期マスターフランチャイズ契約を締結致しました。契約内容の要旨は、次のとおりであります。

内容	当社に対して、日本国内において、「ホノルルコーヒー」ブランドの商標及びノウハウの日本における独占的使用権と店舗展開権（サブフランチャイズの店舗展開権を含む）、また独占輸入販売権を認める。	
契約締結日	平成24年1月6日	
契約期間	契約締結日から10年間	
契約条件	マスターフランチャイズ権利金	契約締結時に日本国内における一定の出店枠に対して、一定額を支払う。ただし、該当出店枠を超える出店の際は、該当店舗数毎に一定額を支払う。
	ロイヤルティ	直営店の月間総売上（消費税を含まない）の一定額 サブライセンスとして弊社が加盟店から徴収するロイヤルティ（消費税を含まない）の一定額

(2) 事業提携契約及び第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に伴う引受契約

平成24年5月14日開催の当社取締役会において、株式会社アドバンテッジアドバイザーズとの事業提携契約締結及び同社が間接的に投資助言サービスをしているファンドを割当先とする第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行を行うことを決議し、同日株式会社アドバンテッジアドバイザーズと事業提携契約を締結致しました。

また、同日上記のファンドを割当先とする転換社債型新株予約権付社債の発行に伴う引受契約を締結致しました。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における我が国の経済は、東日本大震災とそれに伴う福島原発事故の影響はまだまだ残るものの、3月の景気動向指数が4カ月連続で改善する等、一部の企業生産活動は回復基調が見られました。ただ、歴史的な円高、欧州景気不安、デフレ等の継続に伴う家計の生活防衛意識は依然として根強く、個人消費は厳しい状況で推移致しました。

外食産業におきましても、消費者の節約志向・生活防衛意識の高止まりに加え、食品に対する放射能汚染への不安感是完全に払拭されたとは言い切れず、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは、「大衆というカテゴリで日本一の外食企業となる」という確固たる目標のもと、当第1四半期連結累計期間におきましても既存店事業の全体的な底上げ、および販促活動の強化に注力いたしました。「まいどおおきに食堂」を中心として「神楽食堂 串家物語」、「手作り居酒屋 かつぼうぎ」、「浪花麺乃庄 つるまる」をはじめとする全ブランドの業績改善に全社一丸となって取り組むと同時に、不採算店舗の戦略的撤退を行いました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高54億64百万円（前年同期比8.8%増）、営業利益4億62百万円（前年同期比67.0%増）、経常利益4億26百万円（前年同期比77.0%増）と増収増益となりました。一方、減損損失等の特別損失1億47百万円を計上したため、四半期純利益は1億84百万円（前年同期四半期純損失は2億84百万円）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次の通りです。

< 直営事業 >

直営事業につきましては、国内および海外において、「まいどおおきに食堂」、「神楽食堂 串家物語」、「手作り居酒屋 かつぼうぎ」、「浪花麺乃庄 つるまる」等全ての業態において既存店収益力強化と並行して、積極的に各種改革に取り組みました。

「串家物語」事業につきましては、ファミリー層や女性をターゲットにした新しいメニューを導入した新スタイルの出店を行っており、売り上げも好調に推移しております。当第1四半期連結累計期間におきましては、イオンモール熊本（熊本県）に出店を行っております。

「まいどおおきに食堂」を中心とした直営事業既存店店舗につきましては、さらなる顧客満足度向上を目指し、各店舗の抱える問題点の洗い出しとその解消を図ってまいりました。また、集客力アップを目指した店舗改装、ブランドごとの季節メニューの導入、戦略的な販促活動の実施による一層の売上向上の努力を続けてまいりました。

また海外事業につきましては、当第1四半期連結会計期間末において、上海に3店舗、ハワイに1店舗を展開しておりますが、中国における外食市場の急拡大・ライフスタイルの変化に応えるべく、事業の拡大を計画しております。

以上の結果、直営事業の売上高は50億68百万円、セグメント利益は5億87百万円となりました。

< F C 事業 >

F C 事業につきましては、当社トレーナーが各加盟店に臨店して行う調理指導の他、店長会議、トレーナー会議等を通じて直営店における成功事例の共有を進めることにより店舗の収益力強化に努めております。中でも「まいどおおきに食堂」につきましては、直営店と同様に改装を漸次進めることにより更なる集客力向上を図っております。

今後も加盟企業様との親密なコミュニケーションを図りながら問題点の洗い出し・解消を図り、継続的な収益力の向上を目指してまいります。

以上の結果、F C 事業の売上高は3億95百万円、セグメント利益は2億58百万円となりました。

なお当社グループの平成24年3月末時点の店舗数は648店舗（直営店（国内）294店舗、直営店（海外）4店舗、F C店350店舗）となりました。ブランド別の店舗数は以下のとおりです。

	直営店(国内)	直営店(海外)	F C店	合計
まいどおおきに食堂	124	3	315	442
神楽食堂 串家物語	45	-	13	58
手作り居酒屋 かっぱうぎ	32	-	18	50
浪花麺乃庄 つるまる	45	-	4	49
その他	48	1	-	49
合計	294	4	350	648

（２）財政状態の分析

当第1四半期連結累計期間末における財政状態は、前連結会計年度末と比較して総資産は11億1百万円増加し、138億41百万円となりました。流動資産は前連結会計年度末から7億18百万円増加し、固定資産は3億75百万円増加しております。流動資産が増加した主な理由は、借入の実行及び社債の発行に伴う現金及び預金の増加5億89百万円によるものであります。固定資産が増加した主な理由は新規出店に伴う有形固定資産の増加2億57百万円によるものであります。

負債につきましては、前連結会計年度末と比較して9億73百万円増加し、109億28百万円となりました。これは主に社債の発行による増加額2億70百万円及び借入の実行による増加額7億円に対して未払法人税等の減少額が31百万円あったことによるものであります。

純資産につきましては、当期純利益の計上及び配当金の支払い等により、29億12百万円となりました。

（３）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

（４）研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000
計	120,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年5月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	45,852	45,852	株式会社大阪証券取引所 「JASDAQ」 (スタンダード)	(注)
計	45,852	45,852	-	-

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成24年5月1日以降この四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 発行済株式は、すべて完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株制度は採用しておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成24年2月24日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成24年2月24日
新株予約権の数(個)	500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	153,000
新株予約権の行使期間	平成24年3月16日から 平成28年10月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 153,000 資本組入額 76,500
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 当社が株式分割又は併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点において行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件について

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位をも喪失した場合には、新株予約権者としての地位を喪失し、新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、次に定める場合はこの限りではない。

- (a) 当社または当社子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合
- (b) 定年退職その他正当な理由がある場合

割当日から新株予約権の行使期間の満了日に至るまでの間に、主たる証券取引所（当初は大阪証券取引所 JASDAQ市場）における当社普通株式終値の1月間（当日を含む直近の20営業日とし、終値のない日を除く。）の平均株価（1円未満切り上げ）が一度でも上記(3)に定める行使価額に50%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を、行使期間の満了日である平成28年10月31日までに行使しなければならないものとする。

上記に該当した日以後において、上記(a)(b)に定める場合以外の理由により当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位をも喪失することとなるときは、上記の定めにかかわらず、退任もしくは退職の日までに、当該時点において残存する新株予約権のすべてを行使しなければならない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者は、本新株予約権を放棄することができないものとする。

平成24年2月24日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成24年2月24日
新株予約権の数（個）	500
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	500
新株予約権の行使時の払込金額（円）	165,690
新株予約権の行使期間	平成26年3月15日から 平成30年3月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 165,690 資本組入額 82,845
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社が株式分割又は併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点において行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{分割・併合、新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

（併合の場合は減少株式数を減ずる）

3. 新株予約権の行使の条件について

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者の相続人は、その全員が共同して、相続発生日から6ヶ月以内に代表相続人を選任し当社が指定する手続を行うことで、新株予約権を相続することができる。

新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減 額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成24年1月1日～ 平成24年3月31日 (注)	188	45,852	10,215	1,196,107	10,215	1,075,853

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

(平成23年12月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 45,664	45,664	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	45,664	-	-
総株主の議決権	-	45,664	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が66株(議決権66個)含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、優成監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,815,472	3,405,447
売掛金	331,597	309,839
たな卸資産	87,709	76,383
繰延税金資産	115,891	115,891
その他	939,316	1,102,002
貸倒引当金	78,459	79,826
流動資産合計	4,211,528	4,929,739
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	6,740,769	6,712,660
減価償却累計額	2,951,401	2,883,628
減損損失累計額	333,409	317,659
建物及び構築物（純額）	3,455,957	3,511,372
工具、器具及び備品	2,210,604	2,311,302
減価償却累計額	1,691,137	1,718,374
減損損失累計額	36,845	39,806
工具、器具及び備品（純額）	482,620	553,121
土地	98,139	111,221
建設仮勘定	30,659	159,064
その他	222,161	221,662
減価償却累計額	76,926	86,721
その他（純額）	145,234	134,941
有形固定資産合計	4,212,613	4,469,720
無形固定資産	24,279	22,765
投資その他の資産		
投資有価証券	233,217	229,834
繰延税金資産	468,159	465,320
敷金及び保証金	3,134,459	3,126,850
その他	490,218	589,538
貸倒引当金	76,558	42,209
投資その他の資産合計	4,249,496	4,369,334
固定資産合計	8,486,389	8,861,820
繰延資産	41,564	49,712
資産合計	12,739,482	13,841,271

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	859,932	856,430
1年内返済予定の長期借入金	² 1,668,126	² 1,738,236
未払金	748,349	861,816
未払法人税等	178,310	147,169
賞与引当金	47,868	24,792
資産除去債務	22,861	29,352
訴訟損失引当金	31,000	31,000
その他	1,374,940	1,449,089
流動負債合計	4,931,388	5,137,886
固定負債		
社債	1,650,000	1,850,000
長期借入金	² 2,021,688	² 2,651,981
リース債務	129,581	115,921
資産除去債務	562,245	562,245
その他	660,445	610,630
固定負債合計	5,023,961	5,790,778
負債合計	9,955,350	10,928,665
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,185,892	1,196,107
資本剰余金	1,065,638	1,075,853
利益剰余金	580,190	673,397
株主資本合計	2,831,720	2,945,358
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	27,674	29,059
為替換算調整勘定	32,734	25,677
その他の包括利益累計額合計	60,408	54,737
新株予約権	2,846	3,912
少数株主持分	9,973	18,072
純資産合計	2,784,132	2,912,606
負債純資産合計	12,739,482	13,841,271

(2) 【 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 】

【 四半期連結損益計算書 】

【 第 1 四半期連結累計期間 】

(単位 : 千円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年 3月 31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年 3月 31日)
売上高	5,022,577	5,464,619
売上原価	1,690,273	1,817,861
売上総利益	3,332,304	3,646,757
販売費及び一般管理費	3,055,192	3,183,917
営業利益	277,111	462,840
営業外収益		
受取利息	449	1,324
受取家賃	30,236	28,314
その他	6,993	3,949
営業外収益合計	37,679	33,588
営業外費用		
支払利息	28,662	18,768
社債利息	7,869	7,787
賃貸収入原価	27,405	28,346
持分法による投資損失	3,852	473
その他	6,297	14,972
営業外費用合計	74,086	70,346
経常利益	240,704	426,082
特別利益		
受取和解金	7,500	46,721
債務免除益	19,022	-
固定資産売却益	9,221	-
その他	-	169
特別利益合計	35,744	46,890
特別損失		
店舗解約損	6,398	54,117
固定資産除却損	33,481	38,404
減損損失	91,352	54,559
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	251,865	-
その他	-	200
特別損失合計	383,098	147,280
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失 ()	106,650	325,692
法人税等	175,213	134,136
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失 ()	281,863	191,555
少数株主利益	3,135	7,020
四半期純利益又は四半期純損失 ()	284,998	184,534

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	281,863	191,555
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,364	1,385
為替換算調整勘定	4,007	8,230
持分法適用会社に対する持分相当額	-	94
その他の包括利益合計	1,643	6,749
四半期包括利益	280,220	198,304
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	283,355	190,205
少数株主に係る四半期包括利益	3,135	8,098

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間
(自 平成24年1月1日
至 平成24年3月31日)

(会計方針の変更)

当第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)
税金費用の計算	税金費用の計算については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益（純損失）に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっております。ただし、見積実効税率を用いて計算すると著しく合理性を欠く場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【追加情報】

	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)
	当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年3月31日)												
<p>1. 保証債務</p> <p>リース会社に対するリース債務の保証 フランチャイズ加盟店 (法人11件) 2,174千円</p> <hr/> <p>計 2,174千円</p> <p>2. 実行可能期間付タームローン契約</p> <p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と実行可能期間付タームローン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <p>(1) 平成22年7月30日契約分</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">貸出限度額</td> <td style="text-align: right;">350,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">350,000千円</td> </tr> <tr> <td>差引残高</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> </table> <p>上記の実行可能期間付タームローン契約には下記のいずれかに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について借入利率の上昇及び期限の利益に一部制限を受ける可能性がある財務制限条項が付いております。</p> <p>各年度決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成21年12月期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれかの大きい方の75%に維持すること。</p> <p>各年度決算期の末日における単体及び連結の損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。</p>	貸出限度額	350,000千円	借入実行残高	350,000千円	差引残高	- 千円	<p>1. 保証債務</p> <p>リース会社に対するリース債務の保証 フランチャイズ加盟店 (法人11件) 1,327千円</p> <hr/> <p>計 1,327千円</p> <p>2. 財務制限条項</p> <p>借入金のうち3契約について、以下の財務制限条項が付されております。</p> <p>(1) 平成22年7月30日付実行可能期間付タームローン契約</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">貸出限度額</td> <td style="text-align: right;">350,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">350,000千円</td> </tr> <tr> <td>差引残高</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> </table> <p>各年度決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成21年12月期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれかの大きい方の75%に維持すること。</p> <p>各年度決算期の末日における単体及び連結の損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。</p> <p>、いずれかに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について借入利率の上昇及び期限の利益に一部制限を受ける可能性があります。</p>	貸出限度額	350,000千円	借入実行残高	350,000千円	差引残高	- 千円
貸出限度額	350,000千円												
借入実行残高	350,000千円												
差引残高	- 千円												
貸出限度額	350,000千円												
借入実行残高	350,000千円												
差引残高	- 千円												

前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年3月31日)												
<p>(2) 平成23年6月30日契約分</p> <table border="1" data-bbox="159 190 742 302"> <tr> <td>貸出限度額</td> <td>500,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>500,000千円</td> </tr> <tr> <td>差引残高</td> <td>- 千円</td> </tr> </table> <p>上記の実行可能期間付タームローン契約には下記のいずれかに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について借入利率の上昇及び期限の利益に一部制限を受ける可能性がある財務制限条項が付いております。</p> <p>各年度決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成21年12月期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれかの大きい方の75%に維持すること。</p> <p>各年度決算期の末日における単体及び連結の損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。</p>	貸出限度額	500,000千円	借入実行残高	500,000千円	差引残高	- 千円	<p>(2) 平成23年6月30日付実行可能期間付タームローン契約</p> <table border="1" data-bbox="813 190 1396 302"> <tr> <td>貸出限度額</td> <td>500,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>500,000千円</td> </tr> <tr> <td>差引残高</td> <td>- 千円</td> </tr> </table> <p>各年度決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成21年12月期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれかの大きい方の75%に維持すること。</p> <p>各年度決算期の末日における単体及び連結の損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。</p> <p>、 いずれかに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について借入利率の上昇及び期限の利益に一部制限を受ける可能性があります。</p> <p>(3) 平成24年3月28日付契約長期借入金 長期借入金 600,000千円(うち1年内返済予定の長期借入金120,000千円)</p> <p>各年度決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成22年12月期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれかの大きい方の75%に維持すること。</p> <p>各年度決算期の末日における単体及び連結の損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。</p> <p>、 いずれかに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について借入利率の上昇及び借入人が保有する商標権又は定期預金に対し、担保権設定の請求を受ける可能性があります。</p>	貸出限度額	500,000千円	借入実行残高	500,000千円	差引残高	- 千円
貸出限度額	500,000千円												
借入実行残高	500,000千円												
差引残高	- 千円												
貸出限度額	500,000千円												
借入実行残高	500,000千円												
差引残高	- 千円												

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)
減価償却費	189,563千円	195,204千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年3月30日 定時株主総会	普通株式	90,876	2,000	平成22年12月31日	平成23年3月31日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年3月31日)

配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年3月29日 定時株主総会	普通株式	91,328	2,000	平成23年12月31日	平成24年3月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期連結損 益計算書計上 額(注2)
	直営事業	F C事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	4,619,878	402,699	5,022,577	-	5,022,577
セグメント間の内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-
計	4,619,878	402,699	5,022,577	-	5,022,577
セグメント利益	398,796	238,290	637,086	359,975	277,111

(注) 1. セグメント利益の調整額 359,975千円は、各報告セグメントに配分できない全社費用であります。全社費用の主なものは、提出会社の管理部門等の経費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

「直営事業」セグメントにおいて、当第1四半期連結会計期間に営業活動から生ずる損益が著しく低下した店舗等について、当該店舗の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該減損損失の計上額は、当第1四半期連結累計期間においては91,352千円です。

当第1四半期連結累計期間(自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期連結損 益計算書計上 額(注2)
	直営事業	F C事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	5,068,897	395,722	5,464,619	-	5,464,619
セグメント間の内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-
計	5,068,897	395,722	5,464,619	-	5,464,619
セグメント利益	587,090	258,373	845,463	382,622	462,840

(注) 1. セグメント利益の調整額 382,622千円は、各報告セグメントに配分できない全社費用であります。全社費用の主なものは、提出会社の管理部門等の経費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

「直営事業」セグメントにおいて、当第1四半期連結会計期間に営業活動から生ずる損益が著しく低下した店舗等について、当該店舗の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該減損損失の計上額は、当第1四半期連結累計期間においては54,559千円です。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

(事業セグメントの利益又は損失の算定方法の変更)

前連結会計年度において、セグメントの事業をより適正に評価管理するため、セグメント利益の算定に用いる全社費用の配賦方法を見直しております。

なお、前第1四半期連結累計期間に係る報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報は、変更後の方法により作成したものを記載しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()	6,270円72銭	4,039円45銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額(千円)	284,998	184,534
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額(千円)	284,998	184,534
普通株式の期中平均株式数	45,449	45,683
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	4,027円43銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	136.42
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(会計方針の変更)

当第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、前第1四半期連結累計期間においては、これらの会計基準等の改正に伴う影響はありません。

(重要な後発事象)

1. 事業提携契約

当社は、平成24年5月14日開催の取締役会において株式会社アドバンテッジアドバイザーズとの事業提携契約締結を決議し、同日付で同社と契約を締結致しました。

(1) 株式会社アドバンテッジアドバイザーズとの事業提携契約の内容

事業提携の理由

- イ 効率的な事業運営を可能にする科学的経営手法の導入
- ロ 有能な海外事業パートナーを探索するためのネットワークやそれを有効活用するノウハウの獲得

事業提携の内容等

イ 国内新規出店に関する支援活動

当社の既存業態を活用した、新業態の収益性を含めた店舗モデルの作成、提案や同社のノウハウを活かした出店余地分析、出店用地の探索支援を受けることにより、より効率的な出店戦略を進めてまいります。

ロ 海外事業提携支援

同社の有するネットワークを活用した海外事業パートナー探索支援、事業戦略策定支援を受けることにより、スピーディーかつ確実な海外事業展開を進めてまいります。

ハ 全社経営管理・計数分析手法導入支援

出店スピードを加速させるに伴い、これまで以上に海外を含めた全社ベースでのより精緻な経営管理が必須となってまいります。かかるノウハウを豊富に有する同社から計数分析手法の導入支援を受けることにより、より精緻な経営管理を実現してまいります。

2. 第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行

当社は平成24年5月14日開催の取締役会において、国内における新規出店費用、既存店事業の業績改善のための既存店改装費用、海外事業展開のための直営店出店費用等に充当すること目的とした、第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行を決議し、同日付で株式会社アドバンテッジアドバイザーズが間接的に投資助言サービスを提供しているファンドと上記社債の引受契約を締結致しました。

発行予定の転換社債型新株予約権付社債の内容は以下のとおりであります。

(1) 第1回転換社債型新株予約権付社債

発行総額：499,999,969円

各社債の発行価額：10,204,081円（額面100円につき金100円）

利率：利息は付さない

償還金額：額面100円につき金100円

償還期限：平成29年5月30日

償還方法：

イ 満期償還

平成29年5月30日にその総額を額面100円につき100円で償還する。

ロ コールオプション条項による繰上償還

平成24年8月30日以降、本新株予約権付社債発行要項のとおりコールオプション条項による繰上償還をすることができる。

ハ その他繰上償還

本新株予約権付社債発行要項のとおり繰上償還が行われる場合がある。

新株予約権に関する事項

イ 新株予約権の目的となる株式の種類：当社普通株式

ロ 発行する新株予約権の総数：49個

ハ 新株予約権の払込価格：本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額：

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。

ホ 転換価額：1株当たり186,037円。

ヘ 行使期間：平成24年5月30日から平成29年5月30日

払込期日（発行日）：平成24年5月30日

募集の方法：第三者割当により、次の者に対して割当てる。

Pleasant Vally 275,510,187円

Hillcrest, L.P. 173,469,377円

Clear Sky, L.P. 40,816,324円

フラッグシップアセットマネジメント投資組合45号 10,204,081円

担保・保証の有無：なし

(2) 第2回転換社債型新株予約権付社債

発行総額：999,999,938円

各社債の発行価額：20,408,162円（額面100円につき金100円）

利率：利息は付さない

償還金額：額面100円につき金100円

償還期限：平成29年5月30日

償還方法：

イ 満期償還

平成29年5月30日にその総額を額面100円につき100円で償還する。

ハ その他繰上償還

本新株予約権付社債発行要項のとおり繰上償還が行われる場合がある。

新株予約権に関する事項

イ 新株予約権の目的となる株式の種類：当社普通株式

ロ 発行する新株予約権の総数：49個

ハ 新株予約権の払込価格：本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額：

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。

ホ 転換価額：1株当たり186,037円。なお転換価額は本新株予約権付社債発行要項のとおり修正されることがある。ただし、下限転換価額は154,275円とする。

ヘ 行使期間：平成26年5月30日から平成29年5月30日

ト 現金決済条項：当社は本新株予約権付社債発行要項の記載に従い、一定期間の事前通知を行った上で、本新株予約権付社債の全部又は一部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産（転換価値が社債額面以下の場合は、社債額面金額相当の金銭、転換価値が社債額面金額を上回っている場合は、社債額面金額相当の金銭に加え、転換差益相当の株式）を交付することができる。ただし、上記引受契約において、本新株予約権付社債に付された現金決済条項の発動について、各割当先の事前の承諾が必要であること、及び各割当先が本新株予約権付社債に係る新株予約権を行使しようとする場合には、一定期間内、現金決済条項を発動することを承諾することを合意している。

払込期日（発行日）：平成24年5月30日

募集の方法：第三者割当により、次の者に対して割当てる。

Pleasant Vally 551,020,374円

Hillcrest, L.P. 346,938,754円

Clear Sky, L.P. 81,632,648円

フラッグシップアセットマネジメント投資組合45号 20,408,162円

担保・保証の有無：なし

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年5月14日

株式会社フジオフードシステム
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 須永 真樹 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 健文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フジオフードシステムの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フジオフードシステム及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年5月14日開催の取締役会において、第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行を決議し、同日付で同社債の引受契約を締結した。

当該事項は、当監査人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。